

令和7年度実施分特定教育・保育施設確認監査等自主点検表

(給付関係:幼稚園)

ふりがな 施設の名称			
施設の類型			
ふりがな 施設長の氏名			
主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話番号) (FAX番号) (E-Mail)		
開設年月日		認可 定員	
自主点検表作成年月日		利用 定員	
資料作成者 (氏名・役職)			
確認監査当日の立会い (氏名・役職)			

※2ページ以降の各項目について、令和6年度の加算認定結果に基づき評価し、その「自己評価」の結果(いる・いない)を口チェックしてください。(加算を受けていない項目は「非該当」にチェックしてください)

※自己評価が「いない」の場合はその事由等を記載してください。

※令和7年度開設の施設は、令和7年度の加算認定見込み又は認定結果で評価してください。

(注) 自主点検表の文中の標記については、次のとおりとします。

留意事項通知 → 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(令和6年3月29日付けこ成保192・5文科初第2588号)

処遇改善等加算通知 → 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について
(令和6年4月12日付けこ成保227・6文科初第153号)

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐	※鹿児島市は「その他地域」区分であり、各施設はこの地域区分の単価を適用している。		留意事項通知別紙1 I 1.	
☐	☐	※利用定員区分の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙1 I 2.	
☐	☐	※1号の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙1 I 3.	
☐	☐	※年齢ごとの単価の適用については、毎月の施設型給付費請求時に確認している。		留意事項通知別紙1 I 4.	
☐	☐	・施設型給付費の単価内訳表で確認 （「地域区分」は省略）	○令和6年度の施設型給付費請求書	留意事項通知別紙1 II 1. (1)	
☐	☐	・令和6年度分の職員配置状況報告書で教諭定数を充足しているか確認 （資格の確認：必要に応じて資格証の確認）	○令和6年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知別紙1 II 1. (2)	
☐	☐	・全ての施設が必須			
☐	☐	・令和6年度分の職員配置状況報告書で確認 ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師（嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師）は契約書等を確認	○学校医等（嘱託医等）の契約書等		

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他
		いる	いない		
Ⅲ 基本加算部分					
1. 処遇改善等加算 I (⑥)	(1)この加算については、処遇改善等加算通知に定めたとおり、加算しているか。	☐	☐		
	(2)この加算額の算定は、地域区分等に応じた単価に、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。	☐	☐		
2. 副園長・教頭配置加算 (⑦)	(1)この加算の認定がされている場合、園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置しているか。(配置人数にかかわらず同額とする。)	☐	☐	☐	
	要件	内容			
	i 副園長又は教頭としての職務をつかさどっていること	学校教育法(昭和22 年法律第26 号)第27 条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。なお、学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。			
	ii 副園長又は教頭としての辞令(発令)を受けていること	学校教育法施行規則(昭和25 年文部省令第11 号)第23 条において準用する第20 条から第22 条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。			
iii 常時勤務する者であること	当該施設に常時勤務する者であること。				
iv 園長が専任でない場合の加配教員に該当しないこと	園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。				

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐	・令和6年度賃金改善分の給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 加算額 円 支給額 円 ・令和6年度賃金改善分の加算実績額と改善額に差額が生じた施設においては、その差額分の賃金改善分の給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 年 月支給(予定) 支払方法 給与 ・ 一時金 ・ 手当 差額 円 支給額 円 ・令和5年度賃金改善分の加算実績額と改善額に差額が生じた施設においては、その差額分の賃金改善分の給与等支給の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 年 月支給(予定) 支払方法 給与 ・ 一時金 ・ 手当 差額 円 支給額 円	○加算申請及び挙証書類 ○実績報告書 ○給与明細書、賃金台帳等	留意事項通知別紙1 Ⅲ 1. (1)	
☐	☐	<人事院勧告準拠分> ・令和6年度人事院勧告準拠分の給与への反映の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 年 月支給(予定) 支払方法 給与 ・ 一時金 ・ 手当 増額分 円 支給額 円 ・令和6年度人事院勧告準拠分の増額分と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の給与への反映の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 年 月支給(予定) 支払方法 給与 ・ 一時金 ・ 手当 差額 円 支給額 円 ・令和5年度人事院勧告準拠分の増額分と支給額に差額が生じた施設においては、その差額分の給与への反映の確認(実績報告に基づき給与明細書や台帳等で支給の確認) 年 月支給(予定) 支払方法 給与 ・ 一時金 ・ 手当 差額 円 支給額 円			
☐	☐			留意事項通知別紙1 Ⅲ 1. (2)	
☐	☐	・辞令、雇用契約書等で副園長、教頭の職務発令の確認 ・勤務表・出勤簿で常時勤務(兼務状況)の確認 ・履歴書で常時勤務(兼務状況)の確認 ・園長が専任でない場合は、加配教員になっていないこと ※令和6年度分の職員配置状況報告書で副園長、教頭配置の確認	○加算申請及び挙証書類(辞令などの発令書、履歴書) ○令和6年度の勤務表・出勤簿 ○令和6年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知別紙1 Ⅲ 2. (1)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他
		いる	いない		
	※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。				
	2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。	☐	☐		
3. 3歳児配置改善加算(⑧)	(1)この加算の認定がされている場合、年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施しているか。 ＜算式＞ [4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))] + [3歳児及び満3歳児数×1/15(同)] = 配置基準上教員数(小数点以下四捨五入) ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	☐	☐	☐	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、各月初日に利用する3歳児及び満3歳児に加算しているか。	☐	☐		
4. 4歳以上児配置改善加算(⑨)	(1)この加算の認定がされている場合、年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る教員配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施しているか。(チーム保育加配加算を算定している施設は除く。) ＜算式＞ [4歳以上児数×1/25(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))] + [3歳児及び満3歳児数×1/20(同)] = 配置基準上教員数(小数点以下四捨五入) ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	☐	☐	☐	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、利用する満3歳児に係る地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、各月初日に利用する満3歳児に加算されているか。	☐	☐		
5. 満3歳児対応加配加算(⑩又は⑩')	(1)この加算の認定がされている場合は次の要件を満たして保育を実施しているか。 (ア)3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑩】 年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施する施設に加算する。 ＜算式＞ [4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))] + [3歳児数(満3歳児を除く)×1/20(同)] + [満3歳児×1/6(同)] = 配置基準上教員数(小数点以下四捨五入) (イ)3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑩'】 年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に加算する。 ＜算式＞ [4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))] + [3歳児数(満3歳児を除く)×1/15(同)] + [満3歳児×1/6(同)] = 配置基準上教員数(小数点以下四捨五入) ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	☐	☐	☐	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、利用する満3歳児に係る地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、各月初日に利用する満3歳児に加算されているか。	☐	☐		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
				留意事項通知別紙1 Ⅲ2. (2)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 Ⅲ2. (3)	
☐	☐	・令和6年度分の職員配置状況報告書 で3歳児15人につき1人により実施しているかの確認	○加算申請 ○令和6年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知別紙1 Ⅲ3. (1) 留意事項通知別紙1 Ⅲ3. (2)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 Ⅲ3. (3)	
☐	☐	・令和5年度分の職員配置状況報告書 で満3歳児6人につき1人により実施しているかの確認	○加算申請書(7月分) ○令和5年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知別紙1 Ⅲ4. (1) 留意事項通知別紙1 Ⅲ4. (2)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 Ⅲ4. (3)	
☐	☐	・令和6年度分の職員配置状況報告書 で満3歳児6人につき1人により実施しているかの確認	○加算申請 ○令和6年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知別紙1 Ⅲ5. (1) 留意事項通知別紙1 Ⅲ5. (2)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 Ⅲ5. (3)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他																									
		いる	いない																											
6. 講師配置加算(⑪)	(1)この加算の認定がされている場合、2ページの基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師(幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者)を配置する利用定員が35人以下又は121人以上の施設であるか。 ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。 (2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。	☐	☐	☐																										
7. チーム保育加配加算(⑫)	(1)この加算の認定がされている場合、2ページの基本分単価(⑤)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、教員(幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。)を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の教員を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施しているか。 この加算の算定上の「加配人数」は、利用定員の区分ごとの上限人数(注1)の範囲内で、「必要教員数」を超えて配置する教員数(注2)としているか。 (注1)利用定員の区分ごとの上限人数 <table><tr><td>45人以下</td><td>46人～150人</td><td>151人～240人</td><td>241人～270人</td></tr><tr><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>3.5人</td></tr><tr><td>271人～300人</td><td>301人～450人</td><td>451人以上</td><td></td></tr><tr><td>5人</td><td>6人</td><td>8人</td><td></td></tr></table> (注2)「必要教員数」を超えて配置する教員数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。 <table><tr><th></th><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>①</td><td>常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人未満の場合</td><td>小数点第1位を四捨五入した員数とする (例)2.3人の場合、2人</td></tr><tr><td>②</td><td>常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人以上の場合</td><td>小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 (例)3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人</td></tr></table> ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。 (2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に(1)の「加配人数」を乗じて得た額とされているか。	45人以下	46人～150人	151人～240人	241人～270人	1人	2人	3人	3.5人	271人～300人	301人～450人	451人以上		5人	6人	8人			項目	内容	①	常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が 3人未満の場合	小数点第1位を四捨五入した員数とする (例)2.3人の場合、2人	②	常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が 3人以上の場合	小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 (例)3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人	☐	☐	☐	
45人以下	46人～150人	151人～240人	241人～270人																											
1人	2人	3人	3.5人																											
271人～300人	301人～450人	451人以上																												
5人	6人	8人																												
	項目	内容																												
①	常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が 3人未満の場合	小数点第1位を四捨五入した員数とする (例)2.3人の場合、2人																												
②	常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が 3人以上の場合	小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 (例)3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人																												
8. 通園送迎加算(⑬)	(1)この加算の認定がされている場合、利用子どもの通園の便宜のため送迎を行っているか。 通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算する。 (注)送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。 ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。 (2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。	☐	☐	☐																										

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他						
		いる	いない								
9. 給食実施加算 (14)	(1)この加算の認定がされている場合、給食を実施しているか。(※給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わない。) この加算の算定上の「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとしているか(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。 ※年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。 ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	☐	☐	☐							
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。	☐	☐								
10. 外部監査費加算 (15)	(1)この加算の認定がされている場合、次の要件を満たして実施しているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとされているか。</td></tr> </tbody> </table> ※当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。(監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。)	種類	要件	ア	幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。	イ	外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとされているか。	☐	☐	☐	
種類	要件										
ア	幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。										
イ	外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとされているか。										
(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	☐	☐									
11. 副食費徴収免除加算 (16)	(1)この加算の認定がされている場合、利用子どもの全てに副食の全てを提供する日(以下「給食実施日」という。)(注1)があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子ども(注2)に副食の全てを提供する日があるか。 (注1)副食の提供状況については保護者への意向聴取等により施設が把握している各月初日における副食の提供予定による。また、施設の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なすものとする。 (注2)以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。 ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号、以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する子ども ② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども ③ 保護者及び当該保護者との同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども ※加算の認定がされている施設について、指導監督等を通じて副食の提供状況を把握し、申請内容と実績に乖離がある場合には、施設の設置者から理由を徴します。	☐	☐	☐							
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額に、各月の給食実施日数(注)を乗じて得た額とし、副食費徴収免除対象子どもについて加算しているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。) (注)20を超える場合には20とする。	☐	☐								

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他
		いる	いない		
Ⅳ 加減調整部分					
1. 年齢別配置基準を下回る場合 (⑰)	(1) 次の場合に調整されているか。 <条件> 施設に配置する教員数が、2ページのⅡの1. (2)(イ) i 及び ii で定める教員数を下回る場合、加減調整されているか。 ※本調整の算定上の「人数」は、必要教員数から配置教員数を減じて得た人数とされているか。 ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	☐	☐	☐	
	(2)(1)の加減調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整に係る処遇改善等加算相当の単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に(1)の「人数」を乗じて得た額とされているか。	☐	☐		
Ⅴ 乗除調整部分					
1. 定員を恒常的に超過する場合 (⑰)	(1) 直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある場合、乗除調整されているか。 (注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼稚園設置基準及び留意事項通知等に定める基準を満たしていること。 (注2) 年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。 なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。 また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。 ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	☐	☐	☐	
	(2) 本調整措置が適用される施設における基本分単価(⑤)から年齢別配置基準を下回る場合(⑰)(副食費徴収免除加算(⑯)を除く。)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	☐	☐		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐	・基本分単価で定める保育教諭等の数に不足がないか確認	○令和6年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知別紙1 IV1. (1) 留意事項通知別紙1 IV1. (2)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 IV1. (3)	
☐	☐	・令和5年度の年間平均在所率が120%以上あるか確認(注2参照) ①120%以上ない場合は非該当 ②120%以上の場合は、令和4年度を確認		留意事項通知別紙1 V1. (1) 留意事項通知別紙1 V1. (2)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 V1. (3)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他														
		いる	いない																
VI 特定加算部分																			
1. 主幹教諭等専任加算 (19)	(1)この加算の認定がされている場合、主幹教諭等(学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。以下同じ。)を指導計画の立案等の業務に専任させるため、2ページの基本分単価(5)及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超過して代替教員(非常勤講師等)を配置し、次の事業等を複数実施しているか。 <table><tr><th>事業名</th><th>内容</th></tr><tr><td>i 幼稚園型・特待 かり事業</td><td>・子ども子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって1月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業、自主事業(私学助成の園舎補助事業の対象に準ずる形態で実施されて場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td></tr><tr><td>ii 一般型一時預かり 事業</td><td>・子ども子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって1月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園一時預かり保育事業により行う在園児の預かり及びこれらと同等の条件を満たして実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td></tr><tr><td>iii 高2歳児に対する 教育・保育の提供</td><td>・月の初日において満2歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td></tr><tr><td>iv 障害児・軽度障害 児を含む。 ※に 関する教育・保育 の提供</td><td>・月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や退院後支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害児の事業が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</td></tr><tr><td rowspan="3">v 組織的な小学校と の連携・協働に係 る取組でそのア～ ウの全ての条件 を満たすもの</td><td>ア 小学校との連携・協働に関する業務分掌を明確にしていること。 イ 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教員間の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 ウ 小学校と協働して、2歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のキャリアアップを推進・実施していること(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な協働に着手していることと認められる場合を含む。)</td></tr><tr><td>協議会議及び市町村等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う施設、あるいは幼児教育アドバイザーなどが地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していること。</td></tr><tr><td></td></tr></table> ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	事業名	内容	i 幼稚園型・特待 かり事業	・子ども子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって1月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業、自主事業(私学助成の園舎補助事業の対象に準ずる形態で実施されて場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	ii 一般型一時預かり 事業	・子ども子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって1月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園一時預かり保育事業により行う在園児の預かり及びこれらと同等の条件を満たして実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	iii 高2歳児に対する 教育・保育の提供	・月の初日において満2歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	iv 障害児・軽度障害 児を含む。 ※に 関する教育・保育 の提供	・月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や退院後支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害児の事業が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。	v 組織的な小学校と の連携・協働に係 る取組でそのア～ ウの全ての条件 を満たすもの	ア 小学校との連携・協働に関する業務分掌を明確にしていること。 イ 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教員間の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 ウ 小学校と協働して、2歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のキャリアアップを推進・実施していること(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な協働に着手していることと認められる場合を含む。)	協議会議及び市町村等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う施設、あるいは幼児教育アドバイザーなどが地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していること。		☐	☐	☐	
事業名	内容																		
i 幼稚園型・特待 かり事業	・子ども子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって1月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業、自主事業(私学助成の園舎補助事業の対象に準ずる形態で実施されて場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																		
ii 一般型一時預かり 事業	・子ども子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって1月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園一時預かり保育事業により行う在園児の預かり及びこれらと同等の条件を満たして実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																		
iii 高2歳児に対する 教育・保育の提供	・月の初日において満2歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																		
iv 障害児・軽度障害 児を含む。 ※に 関する教育・保育 の提供	・月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や退院後支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害児の事業が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。																		
v 組織的な小学校と の連携・協働に係 る取組でそのア～ ウの全ての条件 を満たすもの	ア 小学校との連携・協働に関する業務分掌を明確にしていること。 イ 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教員間の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 ウ 小学校と協働して、2歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のキャリアアップを推進・実施していること(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な協働に着手していることと認められる場合を含む。)																		
	協議会議及び市町村等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う施設、あるいは幼児教育アドバイザーなどが地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していること。																		
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。))。	☐	☐																
2. 子育て支援活動費加算 (20)	(1)この加算の認定がされている場合、主幹教諭等専任加算(19)の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいるか。 ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	☐	☐	☐															
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。))。	☐	☐																

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐	・令和6年度分の職員配置状況報告書で主幹教諭等の配置の確認 ・専任化のため担任をしていないこと。 ・複数事業の実施の確認	○加算申請及び挙証書類 ○令和6年度分の職員配置状況報告書	留意事項通知別紙1 VI1. (1)	
				留意事項通知別紙1 VI1. (2)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 VI1. (3)	
☐	☐	・支援活動の内容の確認	○加算申請及び挙証書類(実施状況等の確認できる書類)	留意事項通知別紙1 VI2. (1)	
				留意事項通知別紙1 VI2. (2)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 VI2. (3)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他															
		いる	いない																	
3. 療育支援加算(㉑)	(1)この加算の認定がされている場合、主幹教諭等専任加算(19)の対象施設かつ障害児(注1)を受け入れている(注2)施設において、主幹教諭等を補助する者(注3)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。 また、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか(注4)。	☐	☐	☐																
	<table><tr><th></th><th>加算要件</th><th>加算要件の内容</th></tr><tr><td>注1</td><td>障害児</td><td>市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</td></tr><tr><td>注2</td><td>障害児を受け入れている</td><td>月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td></tr><tr><td>注3</td><td>主幹教諭等を補助する者</td><td>非常勤職員であって、資格の有無は問わない。</td></tr><tr><td>注4</td><td>療育支援への積極的な取り組み</td><td><取組の例示> ・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。</td></tr></table>		加算要件	加算要件の内容	注1	障害児	市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。	注2	障害児を受け入れている	月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	注3	主幹教諭等を補助する者	非常勤職員であって、資格の有無は問わない。	注4	療育支援への積極的な取り組み	<取組の例示> ・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。				
		加算要件	加算要件の内容																	
注1	障害児	市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。																		
注2	障害児を受け入れている	月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																		
注3	主幹教諭等を補助する者	非常勤職員であって、資格の有無は問わない。																		
注4	療育支援への積極的な取り組み	<取組の例示> ・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。																		
※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。																				
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設(注)又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。))。 (注)特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。	☐	☐																	
4. 事務職員配置加算(㉒)	(1)この加算の認定がされている場合、2ページの基本分単価(5)において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が91人以上の施設に加算されているか。 (注)園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は配置は不要	☐	☐	☐																
	※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。																			
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とされているか(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。))。	☐	☐																	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他
		いる	いない		
5. 指導充実加配加算 (23)	(1)この加算の認定がされている場合、2ページの基本分単価(5)及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超過、非常勤講師を配置する利用定員が271人以上の施設に加算されているか。 ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	☐	☐	☐	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。))。	☐	☐		
6. 事務負担対応加配加算 (24)	(1)この加算の認定がされている場合、2ページの基本分単価(5)において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)並びに事務職員配置加算(22)を超過、非常勤事務職員を配置する利用定員が271人以上の施設に加算されているか。 (注)園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は配置は不要 ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	☐	☐	☐	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。))。	☐	☐		
7. 処遇改善等加算Ⅱ (25)	(1)この加算については、処遇改善等加算通知に定めたとおり、加算しているか。	☐	☐	☐	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、処遇改善等加算Ⅱ－①及びⅡ－②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。))。	☐	☐		

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他											
		いる	いない													
8. 処遇改善等加算Ⅲ (26)	(1)この加算については、処遇改善等加算通知に定めるとおり、加算しているか。	☐	☐	☐												
	(2)加算額は、別に定める額に各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	☐	☐													
9. 冷暖房費加算(27)	(1)加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とされているか。	☐	☐	☐												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級地</td><td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</td></tr> <tr> <td>二級地</td><td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</td></tr> <tr> <td>三級地</td><td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</td></tr> <tr> <td>四級地</td><td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</td></tr> <tr> <td>その他地域</td><td>上記以外の地域をいう。(鹿児島市はここに該当)</td></tr> </tbody> </table>	区域	内容	一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。	二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。	三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。	四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。	その他地域	上記以外の地域をいう。(鹿児島市はここに該当)			
区域	内容															
一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。															
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。															
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。															
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。															
その他地域	上記以外の地域をいう。(鹿児島市はここに該当)															
10. 施設関係者評価加算(28)	(1)次の場合に加算が認定されているか。	☐	☐	☐												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>この加算の認定がされている場合、学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価(以下「自己評価」という。)を実施するとともに、第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者(幼稚園職員を除く。)による評価(以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ・広報紙への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。</td></tr> <tr> <td>②</td><td>施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治体で作成したものを含む。)に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。</td></tr> </tbody> </table> (注)評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表(評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。		要件	①	この加算の認定がされている場合、学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価(以下「自己評価」という。)を実施するとともに、第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者(幼稚園職員を除く。)による評価(以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ・広報紙への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。	②	施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治体で作成したものを含む。)に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。									
	要件															
①	この加算の認定がされている場合、学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価(以下「自己評価」という。)を実施するとともに、第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者(幼稚園職員を除く。)による評価(以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ・広報紙への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。															
②	施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治体で作成したものを含む。)に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。															
11. 除雪費加算(29)	(1)この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に施設が所在しているか。	☐	☐	☒												
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	☐	☐													
12. 降灰除去費加算(30)	(1)この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第23条に規定する降灰防除地域に施設が所在しているか。	☐	☐	☐												
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	☐	☐													

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他																											
		いる	いない																													
13. 施設機能強化推進費加算(31)	(1)この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施しているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取組範囲</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注1</td> <td>取組の実施方法の例示</td> <td>・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</td> </tr> <tr> <td>注2</td> <td>取組に必要な経費の額</td> <td>・取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。</td> </tr> <tr> <td>注3</td> <td>支出対象経費</td> <td>需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>幼稚園型一時預かり事業</td> <td>・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の因準補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一般型一時預かり事業</td> <td>・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>満3歳児に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>障害児(軽度障害児を含む。)(注)に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	取組範囲	内容	注1	取組の実施方法の例示	・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。	注2	取組に必要な経費の額	・取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。	注3	支出対象経費	需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)		事業名	内容	i	幼稚園型一時預かり事業	・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の因準補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	ii	一般型一時預かり事業	・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	iii	満3歳児に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。	iv	障害児(軽度障害児を含む。)(注)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。	☐	☐	☐	
種類	取組範囲	内容																														
注1	取組の実施方法の例示	・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。																														
注2	取組に必要な経費の額	・取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。																														
注3	支出対象経費	需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)																														
	事業名	内容																														
i	幼稚園型一時預かり事業	・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の因準補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																														
ii	一般型一時預かり事業	・子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) ・私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。 ※ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。																														
iii	満3歳児に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。																														
iv	障害児(軽度障害児を含む。)(注)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。																														
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	☐	☐																													
	(3)この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出しているか。	☐	☐																													
14. 小学校接続加算(32)	(1)この加算の認定がされている場合、次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行っているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>役割分担の明確化</td> <td>小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>小学校との交流活動の実施</td> <td>授業・行事、研修会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>小学校と協働し、2年間のカリキュラム編成</td> <td>5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していること。(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> (2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	No.	項目	内容	i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。	ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研修会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。	iii	小学校と協働し、2年間のカリキュラム編成	5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していること。(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)	☐	☐	☐																
No.	項目	内容																														
i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。																														
ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研修会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。																														
iii	小学校と協働し、2年間のカリキュラム編成	5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していること。(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)																														

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐	・購入品の使用状況、保管状況の確認 ※防災教育以外のもので、常時使用している場合は要確認 ・複数事業の実施の確認	○加算申請12月分及び挙証書類 ○実績報告書及び挙証書類	留意事項通知別紙1 VI13. (1)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 VI13. (3)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 VI13. (4)	
☐	☐		○加算申請12月分及び挙証書類 (i の要件が確認できる事務分掌等、ii の要件が確認できる書類、iii の要件に関するカリキュラム等)	留意事項通知別紙1 VI14. (1)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 VI14. (2)	

主眼項目	着眼点	自己評価		非該当	着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他
		いる	いない		
15. 栄養管理加算(③③)	(1)この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用(注)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。 (注)栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 ※(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	☐	☐	☐	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とされているか。 (ア)配置(注1)定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。 (イ)兼務(注2)定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。 (ウ)嘱託(注3)定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。 (注1)本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。 (注2)基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員(給食実施加算(⑬)の適用施設(8.(3)(ア)の場合に限る。))において雇用等される調理員を含む。)が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。 (注3)配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。	☐	☐		
16. 第三者評価受審加算(③④)	(1)この加算の認定がされている場合、 ①「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関(又は評価者)による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。 ※第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。	☐	☐	☐	
	(2)この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	☐	☐		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
☐	☐		○加算申請及び挙証書類(栄養士免許証、雇用契約書、契約書等)	留意事項通知別紙1 VI15. (1) 留意事項通知別紙1 VI15. (2)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 VI15. (3)	
☐	☐	・契約書等の確認 ・評価受審など実施状況の確認(公表の確認)	○加算申請12月分及び挙証書類(契約書等、評価項目及び公表の状況の確認できる書類)	留意事項通知別紙1 VI16. (1)	
☐	☐			留意事項通知別紙1 VI16. (3)	